

## 通学バスの運行ルールについて

令和2年11月19日  
吉川小学校区統合準備委員会

### 1 各通学バスに添乗員は乗車しない。

通学開始時は、児童が慣れるまでの一定期間、教員等が乗車しルールなどを指導する。

### 2 バス停の標識は、原則として設置しない。

通学バスは不特定多数の利用ではないため、原則として設置しないこととするが、市教委と学校が設置の必要があると判断した場合（場所）には設置する場合がある。

### 3 家からバス停に至る通学経路は、原則として保護者が責任を持つ。

更なる安全確保のため、地域の方に見守り支援をお願いする。

バス停周辺における安全確保については、今後、学校、保護者、地域の方で調整を行う。

### 4 登校時と下校時のバス乗降の場所（バス停）は、同一の場所とする。

アフタースクールに通う児童については、下校時のバスを利用しない。

（アフタースクールからの帰宅時のルールについては、決定次第お知らせします。）

### 5 保護者の自家用車による送迎は、原則として行わない。

#### 【詳細及び対応策】

（1）保護者の自家用車による送迎は、原則として行わない。

① みなぎ台小学校区は、現在も自家用車による送迎は行っていない。また、学校行事の際も徒歩での来校を基本としており、そのルールを守っている。統合後もみなぎ台小学校区は、そのルールを継続する。他小学校区の保護者等の学校行事の際の来校方法については、別途検討する。

② 中吉川小学校区及び上吉川小学校区（今後統合予定の東吉川小学校区）も保護者の自家用車での送迎は、原則として行わないこととする。ただし、バス乗降の場所（各バス停）までの送迎については保護者に一任する。

③ けがや登校後の体調不良等における対応は例外とする。

※ 習い事や学校外での活動への参加を理由とする学校への迎えは行わない。

日課を変更し、下校時刻を早めているので、バス乗降の場所等での対応とする。

(2) 安全面の確保等について

- ① 徒歩通学の児童の動線と通学バスの動線が重ならないよう、時間差登下校とする。
- ② バス通学を含め、全児童の安全確保のため、一斉下校を基本とする。したがって、低学年は、曜日により1単位時間を学校で過ごす場合がある。
- ③ バス通学児童の帰宅時間が、統合前と比べて遅くならないよう、日課表を下記のとおりとする。

日 課 表	
登校	徒歩 8 : 0 0 まで
	通学バス 8 : 0 5 ~ 8 : 1 5
朝の会	8 : 2 5 ~ 8 : 3 5
1時間目	8 : 4 0 ~ 9 : 2 5
2時間目	9 : 3 0 ~ 1 0 : 1 5
休み時間	1 0 : 1 5 ~ 1 0 : 3 5
3時間目	1 0 : 3 5 ~ 1 1 : 2 0
4時間目	1 1 : 2 5 ~ 1 2 : 1 0
給食・昼休み	1 2 : 1 0 ~ 1 : 0 5
そうじ	1 : 0 5 ~ 1 : 2 0
5時間目	1 : 2 5 ~ 2 : 1 0
6時間目	2 : 1 5 ~ 3 : 0 0
終わりの会	3 : 0 0 ~ 3 : 1 0
一斉下校	通学バス 3 : 1 5
	徒歩 3 : 2 5

(3) バスに乗り遅れた場合の対応について

神姫バス利用者用駐車場（みなぎ台の「メルカート」北側にある市の駐車場）に自家用車を置き、保護者とともに歩いて北門から登校する。

(別紙1参照)

正門：通学バスの出入りがあるので、バスに乗り遅れた際には利用しない。

北門：地域住民の安全確保のため、自家用車を乗り入れての送りは行わない。

※ 登校後の体調不良やけがの場合等は、北門（通用門）への自家用車の乗り入れを可能とする。

# 別紙 I

保護者車

※ 神姫バス利用者用駐車場  
(市の駐車場)

通学バス

小学校

こども園

北門

正門

